

令和6年度 第2回 評議会の概要報告

開催日	令和6年10月28日（月）14：00～15：05
開催場所	みなとみらいグランドセントラルタワー9階 神奈川支部内会議室
出席評議員	澤田委員、多田委員、田沼委員、永野委員、早坂委員、前島委員、丸山委員、宮越委員 （五十音順）
議題	（1）令和7年度 平均保険料率について （2）令和7年度 支部事業計画・保険者機能強化予算について （3）マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について
議事概要 （主な意見等）	議題1. 令和7年度 平均保険料率について 事務局より議題1について説明 【議長】 令和7年度平均保険料率について、ご意見、ご質問をいただきたい。 【事業主代表A】 これまでも将来にわたる財政推計を出してもらいたいとお願いをしていたところ、今回のような資料を提示してもらい大変ありがたく思う。どの程度の準備金残高があれば、十分な水準を確保しているといえるのか、認識しないといけないと考えていたためお願いしてきた。資料によると、もっとも楽観的に試算した場合でも、おおむね2030年をピークに準備金残高は低減していくということが明確になっている。今後はこの限られた財源をいかに有効に使うか議論していくべきで、収支見通しをもとに、平均保険料率を10%に維持しつつ、単年度収支を赤字に転落させないようにしながら、どのようにサービスを効果的に展開していくか、というところを特に重点的に議論していくべきだと思う。 また、今回のような準備金残高の試算は毎年実施してもらいたい。状況は変化することから、毎年の試算をする中で今後事業に費やすべき経費を精査しながら、より長期的な対応を検討してもらいたい。 【事務局】

2点ご意見をいただいたと思う。

まず、1点目の今後の財政状況については、資料1-1の10ページでご説明したように、現役世代の医療費が10年間で約7.3兆円増加するという推計がされている。ご意見のように、平均保険料率10%を維持しつつ単年度収支を赤字に転落させないためには、財源を有効に活用し、医療費の伸びをいかに抑えていくかということが、協会けんぽに求められている大きな課題だと考えており、医療費適正化を推進するため、神奈川県が主催する会議等に参画し、必要な意見発信を行っている。

また、資料1-1の30ページでご説明したように、協会全体では、保健事業の一層の推進を図ることで、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進を図る取組を進めていくこととしている。

なお、神奈川支部が実施する事業については、次の議題2で、医療費や健診結果等の分析・評価に基づいた課題とそれに対する重点施策について説明することとしており、ご意見を頂戴しながら事業を実施していきたいと考えている。

次に2点目の、準備金残高の試算については、例年この時期に示されるため、ご意見いただいたとおり、引き続き提示させていただく。

【被保険者代表A】

平均保険料率が10%というのは、中小企業にとって大変負担で厳しい状況にあり、中小企業は経費削減など色々努力している。交渉はされていると思うが、引き続き国庫補助の増額してもらうための取組をお願いしたい。国庫補助率の上限に近づくように更に知恵を振り絞ってもらいたいと思う。

【事務局】

国庫補助率の法律上の上限である20%への引上げについては、毎年度、協会本部から厚生労働省に対して要請を続けている。

今回、評議会のご意見としてもいただいたので、協会本部に報告したい。

【議長】

評議会の意見としては、「①平均保険料率10%維持はやむをえないが、中小企業の事業主の負担等を勘案して、国庫補助率について国との交渉を強めてもらいたい。②準備金残高が低減していく中で、準備金残高が赤字とならないように維持しつつ、予算を有効に活用して医療費適正化を推進してもらいたい。③今回提示されたような細かな準備金残高の試算を引き続き行ってもらいたい。」といった意見を本部へ報告してもらいたい。

【議長】

続いて、保険料率の変更時期について、ご意見、ご質問をいただきたい。

【議長】

ご質問等はないようだが、保険料率の変更時期については、例年同様 4 月納付分（3 月分）からでよいという意見でよろしいか。

【評議員一同】

異議なし

議題 2. 令和 7 年度 支部事業計画・保険者機能強化予算について

事務局より議題 2 について説明

【議長】

令和 7 年度 支部事業計画・保険者機能強化予算について、ご意見、ご質問をいただきたい。

【議長】

生活習慣病予防健診の自己負担額を軽減するなどの取組を進めているが、資料 2-2 最終ページの令和 5 年度の KPI 達成状況からすると、特定保健指導の実施率など中々上がらない状況にあるようだ。これ以上の上昇は難しいのか伺いたい。

【事務局】

働いている方の健診受診や保健指導の実施は、事業主の理解がないと厳しい状況である。神奈川支部では「かながわ健康企業宣言」へのエントリーを通して、事業主にご理解ご協力をいただきたいと考えている。なお、資料 2-1 の 14 ページに令和 7 年度の事業の方向性として、健康宣言事業所の拡大を図るための関係団体との連携について記載しているが、すでに今年度から動いている。

先日は、県商工会議所連合会主催の各地域の商工会議所の専務が集まる会議において、「かながわ健康企業宣言」について商工会議所が開催する会員向けセミナーなどで紹介させてもらいたい旨お願いをしてきたところである。

また、今年度は神奈川労働局とも連携を強化しており、労働局主催の会議や事業所向けセミナーの場で「かながわ健康企業宣言」について話をする機会をいただき、さらに労働局から紹介を受けた神奈川県タクシー協会にも会員向けセミナーの場をお借りして話をしたいということをお願いしている。

このような取り組みを進めることで、事業主の理解を深め、健診受診率や特定保健指導の実施率などの向上を図りたいと考えている。

本日、ご出席されている各団体の皆さまにも、ご協力をお願いしたい。

【学識経験者 A】

資料 2-1 の 11 ページ実施結果によると、生活習慣病予防健診の電話勧奨を 7,300 件とかなりの件数実施しており、この中では、「すでに生活習慣病予防健診を受診した（する予定）」と回答した事業所を除いた 5,956 件のうち「生活習慣病予防健診に切り替えて受診する」と回答した事業所は 2,653 件と半数以下の数字となっている。「生活習慣病予防健診に切り替えて受診する」と回答していない事業所はどのように健診を受診しているのか分かれば教えてもらいたい。

【事務局】

働いている方の健診には二通りあり、一つは労働安全衛生法上で定められている事業者健診で、簡単に言うとがん検診が含まれていない健診である。この事業者健診からがん検診が含まれた生活習慣病予防健診への切り替えの案内をしている。回答していない事業所は、おそらく引き続き事業者健診を実施しているものと思われる。

【学識経験者 A】

健診を実施していない事業所は基本的にないという認識でよいか。

【事務局】

労働安全衛生法上では事業者健診の実施は事業主の義務となっているが、労働基準監督署に結果報告義務があるのは従業員が 50 名以上の事業所のため、50 名未満事業所の実態というのは正確には把握できていない状況である。

【学識経験者 A】

電話による勧奨は、封書など DM によるものより効果的なのか。

【事務局】

この事業は、健診案内などの封書などを送った事業所への電話勧奨であり、電話だけの勧奨を実施しているものではない。

議題 3. マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について

事務局より議題 3 について説明

【議長】

マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応についてご意見、ご質問をいただきたい。

【議長】

被保険者のみでなく、被扶養者も含めた全員がマイナンバーカードを保険証として利用することになるのか。

【事務局】

被保険者に限らず、被扶養者も含めて同じようになる。

【事業主代表 A】

訪問診療を受けている要介護者の方の保険証の取り扱いについて伺いたい。

また、受付開始前から 20 人ほどならんでいるある診療所では、受付開始とともに一斉に、受付窓口へ保険証と診察券を渡していくことや、また別の病院では、受付開始と同時に保険証と診察券を次々に入れていくというような慣行が少なからずあるようだ。そのような診療所などが、保険証が発行されなくなった場合に、問題なく対応できるのかと感じてしまうが、何か診療所からの相談などはあるか。

【事務局】

この仕組み自体が国全体の対応ということになってくるため、保険者である協会けんぽが取り扱いを定めているわけではない。

国からの情報では、訪問介護のような場合には、可搬型の簡便な資格確認の端末の使用や、あるいはオンライン資格確認ができない場合と同様に「マイナンバー保険証」と「資格情報のお知らせ」を確認してもらうことになるようである。

また、診療所等の窓口対応については、マスコミ報道等ではかなり混乱しているような話が出ていたと思うが、今後、国が何らかの対策をするのではないと思う。

特記事項	
・傍聴者 なし	
・次回開催 令和 7 年 1 月予定	